

## 平成30年度ふるさと海づくり大会 出店者募集要項

平成30年6月  
ふるさと海づくり大会実行委員会

- ◆趣旨 豊かな京都の海の資源・自然環境を守ることの大切さについて理解を深めるとともに、丹後地域の食による魅力発信により、水産業の振興及び地域の活性化を図る。
- ◆日時 平成30年9月8日（土）10：00～14：00
- ◆会場 京都府漁協伊根支所周辺（伊根町字平田 610-2）
- ◆主催 ふるさと海づくり大会実行委員会
- ◆協賛 全国豊かな海づくり推進協会

### ◆出店要件

#### 1. 出店資格及び出店品目

##### (1) 出店資格

- 「海の京都」エリア（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）を中心とする京都府内の事業者（観光協会、商工会議所、商工会、中小企業団体、第3セクター等を含む法人及び個人。）（以下「事業者等」という。）であること。
- 開催趣旨に賛同し、積極的に運営協力できる事業者等であること。
- 事業者等の代表者・関係者（従事者含む）等が、暴力団関係者でないこと。

##### (2) 出店品目

- 出店することができる品目は、食を中心とした、地元特産品とし、次の①～③の要件を満たすものとする。
    - ①出店する事業者等が自己又は自己の責任において生産又は販売する品目であること。
    - ②各種法令、条例等に違反しない品目であること。
    - ③危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生の恐れのない品目であること
- \* 出店出来ない品目例：生き物（昆虫、動物等）、違法コピー商品（偽ブランド品等）、危険物（石油・ガス類、模造刀、モデルガン等）

#### 2. 出店の申請及び決定等

##### (1) 出店の手続き

申込締め切りまでに、別紙「出店申込書兼出店計画書」（以下「申込書」という。）を京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室に提出すること。

※京都府暴力団排除条例の施行により、提出いただいた書類を基に出店責任者とその従事者が暴力団関係者でないことを警察に照会することがありますので、ご了承願います。

##### (2) 申込締め切り

平成30年7月18日（水）必着

##### (3) 出店の決定

- 事業者等から提出された「申込書」の「取扱品目」等に基づいて平成30年7月25日（水）頃決定し、申込者に連絡する。
- 出店希望者が多数の場合は、スペース等を調整することや、選考により出店を断る場合があります。なお、選考にあたって、次の条件を満たす事業者等を優先的に採用します。
  - ①地域食材（特に水産物）を活かした飲食ブース
  - ②過去に行政が主催するイベント（特にふるさと海づくり大会）への出店実績を有する

#### 3. 出店エリア及び出店料等

##### (1) 出店エリア及び設備

○小間（1ブース）の内容は次のとおり

大きさ：間口3.6m×奥行き2.7m

備品：机（長さ1.8m×幅0.5m程度）【3台まで】

（机の申込数分の白布を準備します。）

パイプ椅子【5脚まで】

コンセント（100V限定）\*延長コードをご持参ください。

\*保冷用の氷(砕氷)を準備しますので、必要な方はご利用ください。

○出店ブースの位置は、主催者が決定する。

## （2）搬入出について

荷物の搬入出計画等の詳細は別途案内します。（搬入・搬出は開催日当日）

## （3）出店料

無料（小間設営費、電気使用料、駐車場利用、机・椅子のレンタル料は無料）

ただし、人件費及び荷物の搬送費等並びに店舗ごとに必要とされる備品等については、各事業者等の負担とする。

また、台風等によるやむを得ない事象の影響でイベントが中止になった場合においてもかかった経費の補償はしません。

## （4）出店品目の表示等

「家庭用品品質表示法」「食品表示法」「食品衛生法」「不当景品類及び不当表示防止法」等に定められた表示方法・内容を遵守すること。

## （5）自家発電機等の使用禁止

電源確保等のための自家発電機の持ち込みは禁止する。

## （6）その他

○消費者に対して単に未開封の缶やびん詰めの酒類を販売する行為であって、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合は、酒税法上の酒類販売業免許が必要。ただし、ビール等をコップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、酒税法上の酒類販売業免許は不要（食品衛生法上の営業許可は必要）

○火気取扱店の場合は、消防署からの指導により、消火器を設置すること。また、当日は消防署職員の巡回があるので、自主点検を実施するとともに、関係部署から改善の指示等があった場合は従順に対応すること。

○飲酒した人が出店・販売を行わないこと。

○飲食スペースに主催者でゴミ箱を準備しますが、店舗内で発生したゴミは、各自持ち帰ること。

○売上金、商品、釣り銭等は自己管理すること。

○食器等は清潔なものを使用し、なるべく可燃トレイ等を準備すること。

○来場時、退場時は必ず主催者（本部）へ報告すること。

○「申込書」に基づき「模擬店開設届」を一括して主催者が保健所に提出します。

○「申込書」に記載の無い商品の販売は原則できません。

○「模擬店開設届」以外の許可や届け出等（酒類の販売など）が必要な場合は、出店者において責任を持って行うこと。

○人身、物損、盗難等の事故に関して、主催者側は一切の責任を負わないものとする。

○出店及び食品販売行為に関して発生したトラブルに対しては、販売後も含めて出店者にて対応することとする。

○会場は海域に隣接しているため、生ゴミや油等は絶対に流さないこと。

○本事項に記載のある項目を違反し、主催者の指示に従わない場合は、即時退場を求めます。

◆申込み・お問合せ 京都府丹後広域振興局農林商工部企画調整室（田井）  
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855  
電話：0772-62-4315 FAX：0772-62-4333  
E-mail：tansin-no-kikaku@pref.kyoto.lg.jp